

別所第三自治会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、住民が安心して暮らせる住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事
- (2) 保健衛生・環境衛生に関する事
- (3) 防火・防災・防犯及び交通安全に関する事
- (4) 文化・教養及び親睦に関する事
- (5) 社会福祉・社会教育・青少年育成事業の振興に関する事
- (6) 関係機関及び各種団体との連携協力に関する事
- (7) 別所地区自治連合会の運営に協力する事
- (8) その他本会の目的達成のために必要な事

(名称)

第2条 本会は、別所第三自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、別所3丁目、4丁目及び5丁目の1～13番地とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所を、会長宅に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条の区域に住所を有する個人とする。

2 本会の区域に事務所を置く代表者を、賛助会員とすることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別途定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、自治会と個々に別途定めた会費を納める。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別途定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員と部の設置

(役員の種類)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) その他の役員 30名以内
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、必要に応じて役員会に出席し、助言を行うことができる。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長が予め指名した順序によって、職務を代行する。

3 会計は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類(財産目録・資産台帳等)を管理する。

(2) 予算の執行については、効率的且つ効果的な指導・助言を行う。

4 その他の役員は、各部に所属し、部の事業を企画・立案するとともに活動を推進する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査する。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行状況を監査する。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときは、

これを総会に報告する。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部の設置及び担当事業)

第14条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の部を置き、事業を行う。

(1) 総務部 各部の統括、庶務・渉外・広報及び他の部に属さない事項
(2) 環境部 街路灯の整備及び公園・道路等の環境維持・改善等に関する

事項

(3) 防災部 防火・防災・防犯に関する事項

(4) 福祉文化部 福祉に関する事項及び文化行事、会員の親睦に関する事項

(5) 青少年育成部 青少年の健全育成及び非行防止協力並びに関係行事に関する事項

2 部に、部長1名、副部長若干名を会長が役員の中から委嘱する。

3 部長は、役員会の決定事項に基づき、部を統括する。副部長は、部長を補佐する。

(組と班の設置)

第15条 会の運営を円滑に行うため、区域を分割して組とし、各組に地番を目安に

5～10班を定める。

(1) 組には組長、班には班長を置く。

(2) 組長は、会長が役員の中から委嘱する。

(3) 班長は、班会員の中から互選する。班長の任期は原則1年とする。

2 組長と班長の役割は、次のとおりとする。

(1) 組長は、組に属する班長を取りまとめ、事業の円滑な推進に努める。

(2) 班長は、自治会活動に積極的に参加し、事業の円滑な推進に協力する。

第4章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の会議は、総会、役員会、部長会、班長会及び部会とする。

(総会の種別)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第19条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を
議決する。

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第12条第5項第4号の規定により、監事から請求があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、会長がこれを招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第23条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第25条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第26条 止む得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された

事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

ない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者数及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上の署名捺印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第28条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第29条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を審議・決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第30条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったときは、その請求のあった日から21日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書

面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第31条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数・議決・書面表決等・議事録)

第32条 役員会は、第23条、第24条、第26条及び第27条の規定を準用する。

この場合、これらの規定中「総会」は「役員会」、「会員」は「役員」とそれぞれ

読み替えるものとする。

第6章 その他の会議

(部長会、班長会及び部会の目的・構成)

第33条 会長は、必要に応じて部長会、班長会を開催する。また、会長は、部長の

要請により、部会の開催を認める。

- (1) 部長会は、この会の事業実施計画の策定及び各部の総合調整を図ることを目的とし、会長、副会長、部長、会計、総務部副部長及び会長が必要と認めた役員で構成する。
- (2) 班長会は、自治会と会員相互の情報伝達や依頼の加速化、及び行事等への会員の参加促進を図ることを目的とし、会長、副会長、班長及び会長が必要と認めた役員で構成する。
- (3) 部会は、部長が部の活動について具体策を協議することを目的とし、部長、副部長及び部長が必要と認めた会員等で構成する。

(部長会、班長会及び部会の議長)

第34条 部長会及び班長会の議長は、会長がこれにあたる。

2 部会の議長は、部長がこれにあたる。

(部長会、班長会及び部会の議事録)

第35条 部長会、班長会及び部会の議事については、開催日時及び開催場所、出席

者数、開催目的、審議事項及び議決事項、議事の経過の概要及びその結果を記載し

た議事録を作成しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げられたものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費収入
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第38条 本会の資産で第36条第1項に掲げるもののうち、別に総会で定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において2分の1以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合にも、同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第43条 この会則は、総会において、総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、

さいたま市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第44条 本会は地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の2分の1以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第46条 本会の主たる事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則及び内部規定
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記に関する書類
- (4) 総会、役員会、部長会、班長会及び部会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他、必要な書類及び帳簿

(委任)

第47条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、法人化付与の認可告示後、平成30年6月19日から施行する。
- 2 法人化付与後、従前の別所第三自治会会則（平成29年10月1日制定）は、廃止する。